第一号ロ中「一万六千五百八十単位」を「一万六千六百九十一単位」に改め、同号ハ中「一万九千四百八十単位」を「一万九千六百十六単位」に改め、同号ニ中「二万六千七百五十単位」を「二万六千九百三十一単位」に改め、同号ホ中「三万六百単位」を「三万八百六単位」に改め、同号ヘ中「三万五千八百三十単位」を「三万六千六十五単位」に改める。

第二号イ中「四千九百七十単位」を「五千三単位」に改め、同号ロ中「一万四百単位」を「一万四百七十三単位」に改める。

○国土交通省告示第三百四十一号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月十八日　　国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項第三号を次のように改める。

三　空車状態において床面の高さが地上450㎜を超える自動車の乗降口には、次に掲げる踏段を備えること。

イ　乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量５トン以下のものにあっては、一段の高さが120㎜以上250㎜（最下段の踏段にあっては、空車状態において430㎜（車高調節装置を備えた自動車にあっては、その床面の高さを最も低くした状態であり、かつ、空車状態において380㎜））以下の踏段。

ロ　イに掲げる自動車以外のものにあっては、一段の高さが400㎜（最下段の踏段にあっては、450㎜）以下の踏段。

第七十七条第二項中「乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車」を「乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量５トンを超えるもの及び乗車定員24人以上の旅客自動車運送事業用自動車」に改め、同条第三項中「乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車で」を「乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量５トンを超えるもの及び乗車定員24人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、かつ、」に改め、同条第五項中「第４項第１号」を「前項第１号」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量５トン以下のものは、第１項の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

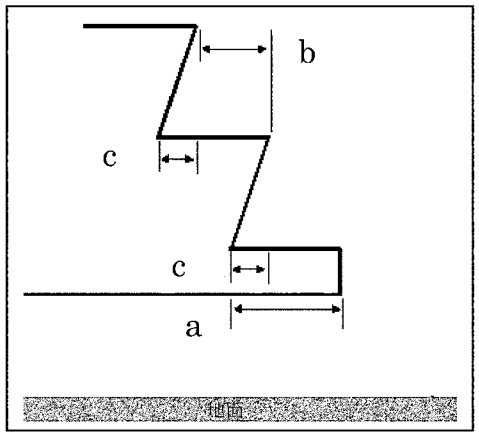
一　乗降口の踏段（幼児専用車に備えるものを除く。）の有効幅、有効奥行及び有効蹴込みは、次の表に掲げる踏段の種類に応じ、それぞれ同表の有効幅、有効奥行及び有効蹴込みの欄に掲げる範囲であること。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口の踏段にあっては、この限りでない。

踏段の種類	有効幅	有効奥行（注１）	有効蹴込み
最下段の踏段（注２）	400㎜以上	230㎜以上(a)	100㎜以下(c)
その他の踏段（注２）	400㎜以上	200㎜以上(b)	100㎜以下(c)

注１　最下段の踏段にあっては、踏段のうち乗降に有効に利用できる部分の奥行であって当該踏段の前縁から後縁までの水平距離（次の図のａ）をいう。

注２　有効奥行及び有効蹴込みの欄におけるａ、ｂ及びｃは、次の図に示すところによるものとする。

図（乗降口の踏段断面図）



二　とびらを開閉する装置が動力式である乗降口には、その付近に、故障時などに手動でとびらを開放できる装置を備え、かつ、その位置及びとびらの開放方法を表示すること。

第百十三条第二項第三号を次のように改める。

三　空車状態において床面の高さが地上450㎜を超える自動車の乗降口には、次に掲げる踏段を備えること。

イ　乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量５トン以下のものにあっては、一段の高さが120㎜以上250㎜（最下段の踏段にあっては、空車状態において430㎜（車高調節装置を備えた自動車にあっては、その床面の高さを最も低くした状態であり、かつ、空車状態において380㎜））以下の踏段。

ロ　イに掲げる自動車以外のものにあっては、一段の高さが400㎜（最下段の踏段にあっては、450㎜）以下の踏段。

第百五十五条第二項中「乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車」を「乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量５トンを超えるもの及び乗車定員24人以上の旅客自動車運送事業用自動車」に改め、同条第三項中「乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車で」を「乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量５トンを超えるもの及び乗車定員24人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、かつ、」に改め、同条第五項中「第４項第１号」を「前項第１号」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量５トン以下のものは、第１項の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

一　乗降口の踏段（幼児専用車に備えるものを除く。）の有効幅、有効奥行及び有効蹴込みは、次の表に掲げる踏段の種類に応じ、それぞれ同表の有効幅、有効奥行及び有効蹴込みの欄に掲げる範囲であること。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口の踏段にあっては、この限りでない。

踏段の種類	有効幅	有効奥行（注１）	有効蹴込み
最下段の踏段（注２）	400㎜以上	230㎜以上(a)	100㎜以下(c)
その他の踏段（注２）	400㎜以上	200㎜以上(b)	100㎜以下(c)

注１　最下段の踏段にあっては、踏段のうち乗降に有効に利用できる部分の奥行であって当該踏段の前縁から後縁までの水平距離（次の図のａ）をいう。

注２　有効奥行及び有効蹴込みの欄におけるａ、ｂ及びｃは、次の図に示すところによるものとする。